

# ふれあい総合相談所運営規程

## (目 的)

第1条 舟形町ふれあい総合相談所（以下「相談所」という）は住民のあらゆる心配ごとの相談に応じ地域の社会資源を効果的に活用して適切な指導と助言を行い、広く地域住民の福祉向上を図ることを目的とする。

## (設置場所)

第2条 相談所は舟形町舟形 352 番地の 10、舟形町老人いこいの家「清流荘」内に置く。

## (運 営)

第3条 相談所は、舟形町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という）が運営する。

第4条 相談所は、原則として毎週 1 回定例日を設けて行う。尚、必要に応じて巡回相談を行うことができる。

第5条 相談は無料とする。

第6条 相談にあたっては、町及び関係機関と連携を密にし、その協力を得て問題の解決にあたる。

第7条 相談所は、その取り扱った事例の相談経過を明確に記録しておくものとする。

## (所務の統一責任)

第8条 この相談所に所長をおき、所長は社会福祉協議会常務理事があたり、社会福祉協議会長の命により所務を統轄する。

## (相談員)

第9条 相談所に相談員を若干名置く。

2. 相談員は、民生児童委員・人権擁護委員・その他住民福祉に関し、理解と熱意のあるものを町社会福祉協議会会長が委嘱する。

第10条 相談員は、相談により知り得た秘密を外部にもらしてはならない。

第11条 相談員の任期は2年とする。但し、補欠により就任した相談員は、前任者の残任期間とする。

## (職 員)

第12条 この相談所に職員を置き、社会福祉協議会の職員をもってこれにあて、所長の命を受け事務処理する。

## (運営委員会)

第13条 この相談所に関係者をもって運営委員会を組織し、必要に応じて運営委員会を開催し、相談所の発展と適正な運営について研究協議する。

## (経 理)

第14条 相談所の運営に要する経費は、社会福祉協議会が支出し毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(規程の改廃等)

第15条 この規程の改廃は、社会福祉協議会理事会の同意を得て行う。

第16条 この規程の外に必要な事項は、会長が別にこれを定める。

#### 附 則

この規程は、昭和55年4月1日より適用する。

平成12年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正（設置場所）

平成29年4月1日一部改正（設置場所）